

青森県報

号外第五十八号

平成十六年
六月三十日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課)… 一

訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)… 二

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十二号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第六号子中「及び」を「並びに」に改め、「不法投棄対策」の下に「及び事業者の事務所等が二以上の環境管理事務所の担当区域にわたるもの等であつて知事が指定した不法投棄対策」を加え、同号リ中「検査」の下に「並びに若手県との県境における不法投棄対策及び事業者の事務所等が二以上の環境管理事務所の担当区域

にわたるもの等であつて知事が指定した不法投棄対策」を加え、同条第十二号ロ中「(第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同号ハ中「(第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。）」を削り、同号ニ及びホ中「(第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同号ヘ中「(第三十三条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同号中チからヲまでを削り、同号ワ中「又、ル及びヲ」を削り、「第七十条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同ワを同号子とし、同条に次の一号を加える。

十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の施行に関する次のこと。

イ 第二十条第一項及び第二項の規定による関連事業者に対する勧告に関すること。

ロ 第四十二条第一項の規定による引取業者の登録(同条第二項の規定による登録の更新を含む。）に関すること。

ハ 第四十六条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

ニ 第四十七条(第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による登録簿の閲覧に関すること。

ホ 第四十八条第一項(第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理に関すること。

ヘ 第四十九条(第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消に関すること。

ト 第五十三条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録(同条第二項の規定による登録の更新を含む。）に関すること。

チ 第五十七条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

リ 第六十条第一項の規定による解体業の許可(同条第二項の規定による許可の更新を含む。）に関すること。

又 第六十三条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

ル 第六十四条(第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理に関すること。

ヲ 第六十七条第一項の規定による破砕業の許可(同条第二項の規定による許可の更新を含む。）に関すること。

ワ 第七十条第一項の規定による事業の範囲の変更の許可に関すること。

カ 第七十一条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

ヨ 第八十八条第四項から第六項までの規定による情報管理センターからの報告の受理に関する事。

タ 第九十条第一項の規定による関連事業者に対する勧告に関する事。

レ イからタまでに係る第百三十条第一項の規定による関連事業者からの報告の徴収に関する事。

ソ イからタまでに係る第百三十条第二項の規定による情報管理センターからの報告の徴収に関する事。

附 則

1 この規則は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、第五条の第十二号の改正規定及び同条に一号を加える改正規定（同条第十三号イからチまで、ヨ、タ及びソに係る部分に限る。）は、平成十七年一月一日から施行する。

2 平成十七年一月一日前に使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第十八条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）（以下「旧フロン類回収破壊法」という。）第三十六条の規定により第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品について使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第十九条の規定によりなおその効力を有することとされる旧フロン類回収破壊法の規定の施行については、改正前の青森県事務委任規則第五条の第十二号の規定は、なおその効力を有する。

訓

令

青森県訓令甲第三十八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一環境政策課の項の第一号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第十八条第一項の規定による報告（若手県との県境における不法投棄対策に関するものを除く。）の徴収に関する事。

ロ 第十九条第一項の規定による立入検査に関する事（若手県との県境における不法投棄対策に関するものを除く。）。

別表第一環境政策課の項の第十一号の部長専決事項の欄イ中「（第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。）」を削り、同号の課長専決事項の欄イを削り、同項に次の一号を加える。

十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第五十一条第一項の規定による登録の取消し及び事業の停止の命令に関する事。

ロ 第五十八条第一項の規定による登録の取消し及び事業の停止の命令に関する事。

ハ 第六十六条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し及び事業の停止の命令に関する事。

別表第五青森県環境保健センターの環境管理事務所の環境管理事務所長の項の第五号ト中「及び」を「並びに」に改め、「不法投棄対策」の下に「及び事業者の事務所等が二以上の環境管理事務所の担当区域にわたるもの等であつて知事が指定した不法投棄対策」を加え、同号チ中「検査」の下に「並びに若手県との県境における不法投

棄対策及び事業者の事務所等が二以上の環境管理事務所の担当区域にわたるもの等であつて知事が指定した不法投棄対策」を加え、同項の第十一号口中、「(第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同号八中、「(第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。）」を削り、同号二及び四中「(第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同号八中、「(第三十三条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同号中チからヲまでを削り、同号ワ中「又、ル及びロ」を削り、「第七十条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同ワを同号チとし、同項に次の一号を加える。

十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 第二十条第一項及び第二項の規定による関連事業者に対する勧告に関すること。

ロ 第四十二条第一項の規定による引取業者の登録(同条第二項の規定による登録の更新を含む。）」に関すること。

ハ 第四十六条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

ニ 第四十七条(第五十九条において準用する場合を含む。）」の規定による登録簿の閲覧に関すること。

ホ 第四十八条第一項(第五十九条において準用する場合を含む。）」の規定による廃業等の届出の受理に関すること。

ヘ 第四十九条(第五十九条において準用する場合を含む。）」の規定による登録の抹消に関すること。

ト 第五十三条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録(同条第二項の規定による登録の更新を含む。）」に関すること。

チ 第五十七条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

リ 第六十条第一項の規定による解体業の許可(同条第二項の規定による許可の更新を含む。）」に関すること。

ヌ 第六十三条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

ル 第六十四条(第七十二条において準用する場合を含む。）」の規定による廃業等の届出の受理に関すること。

ヲ 第六十七条第一項の規定による破砕業の許可(同条第二項の規定による許可の更新を含む。）」に関すること。

ワ 第七十条第一項の規定による事業の範囲の変更の許可に関すること。

カ 第七十一条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

ヨ 第八十八条第四項から第六項までの規定による情報管理センターからの報告の受理に関すること。

タ 第九十条第一項の規定による関連事業者に対する勧告に関すること。

レ イからタまでに係る第百三十条第一項の規定による関連事業者からの報告の徴収に関すること。

ソ イからタまでに係る第百三十条第二項の規定による情報管理センターからの報告の徴収に関すること。

附 則

この訓令は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、別表第一環境政策課の項の第十一号の改正規定及び同項に一号を加える改正規定(同項第十三号の部長専決事項の欄のイ及びロに係る部分に限る。）」並びに別表第五青森県環境保健センターの環境管理事務所の環境管理事務所長の項の第十一号の改正規定及び同項に一号を加える改正規定(同項第十二号イからチまで、ヨ、タ及びソに係る部分に限る。）」は、平成十七年一月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭